

河川法の動きと治水計画制度について

出典： 熊本県作成

河川法の動きと治水計画制度

河川法の動き

明治29年(1896)

旧河川法
近代河川制度の誕生

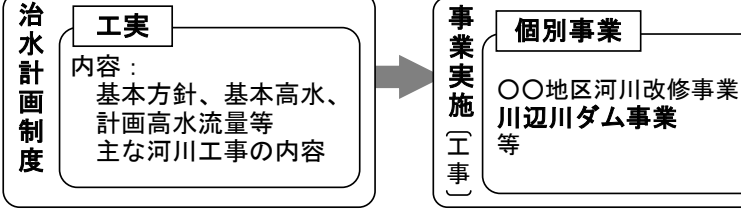
治水

昭和39年(1964)

新河川法：治水・利水の体系的な制度の整備

- 治水 + 利水
- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規程の整備
- ・工事実施基本計画(§16)の策定

工事実施基本計画 (以下「工実」)
計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項を定めなければならない。

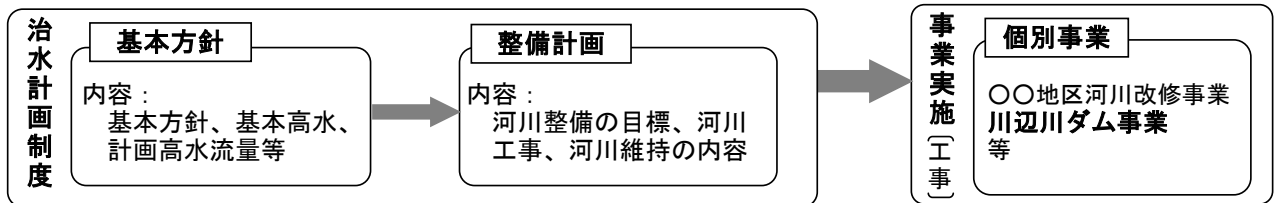


平成9年(1997)

河川法改正：治水・利水・環境の総合的な制度の整備

- 治水 + 利水 + 環境
- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備計画制度の導入
- ・河川整備基本方針(§16)
- ・河川整備計画(§16の2)の策定

治水計画制度
「工実」は河川整備の内容が詳細でなく、具体的な川づくりの姿が明らかではなかったことから見直され、新たな計画制度が創設された。



河川整備基本方針 (以下「基本方針」)
計画高水流量その他当該河川の工事及び維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めなければならない。

- 長期的な河川整備の基本的方針**で、水系毎(一級:国交大臣、二級:都道府県知事)に定める
- ・長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針
 - ・具体(個別)の河川整備の内容を定めず、考え方を記述

河川整備計画 (以下「整備計画」)
基本方針に沿って計画的に河川整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

- 20~30年後の河川整備の目標**で、基本方針に基づき河川管理者が定める
- ・20~30年後の河川整備の目標を明確にする
 - ・個別事業を含む具体的な河川の整備の内容

治水計画制度との関連

昭和39年改正

平成9年改正

旧河川法

改正前 (新河川法)

改正後 (河川法改正)

S41年

H18. 4. 13開始

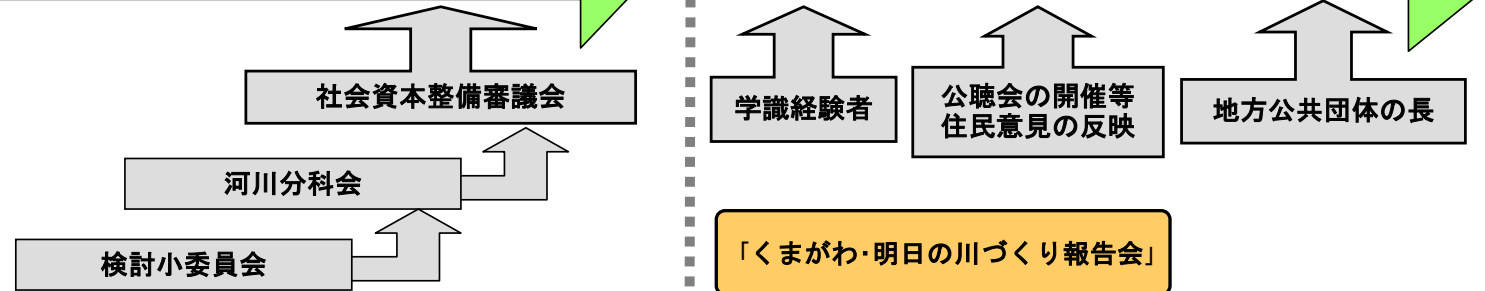
H19. 5. 11策定

川辺川ダム事業区
間に関する法手続

球磨川水系工事実施基本計画

球磨川水系河川整備基本方針
[長期的な河川整備の基本的方針]

球磨川水系河川整備計画
[20~30年後の河川整備の目標]



特定多目的ダム法

川辺川ダム事業

S42年

S51年

H10年

川辺川ダム
事業着手

川辺川ダム基本計画

川辺川ダム基本計画変更

- ・事業費：約350億円
 - ・工期：昭和42年度～昭和56年度
 - ・ダム目的：治水：①洪水調節 ②正常流量
 - 利水：③かんがい ④発電(*)
- *:ダム使用权
[事業採択要件]

- ・事業費：約2,650億円
- ・工期：昭和42年度～平成20年度
- ・ダム目的：治水：①洪水調節 ②正常流量
- 利水：③かんがい ④発電(*)